

平成 25 年度 第 2 回 泉佐野市環境衛生審議会 会 議 会 録

1 日時 平成 26 年 1 月 20 日 (月) 午後 2 時～午後 3 時 30 分

2 場所 泉佐野市役所 5 階 理事者控室

3 議題 ①一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画の修正案について
②諮問事項の答申案について

4 出席者等

○出席委員

会 長：村田 正博 (泉佐野市町会連合会会長)
金野 泰之 (泉佐野商工会議所副会頭)
高道 静男 (社団法人大阪府公衆衛生協力会泉佐野支部長)
神藤 勵 (公益社団法人泉佐野市人権協会理事長)
齋藤 浩一 (泉佐野保健所生活衛生室長)
高橋 光子 (泉佐野女性センターネットワーク)
藤田 正憲 (大阪大学名誉教授 工学博士)
堺谷 スヤ子 (市民公募)
藤原 梶太郎 (市民公募)

○欠席委員 なし

○市出席者

事務局：溝口 治 (生活産業部長)
白井 栄三 (環境衛生課長)
梅谷 政信 (環境衛生担当参事)
河野 薫 (環境衛生課主幹)

5 傍聴者 2 名

6 審議記録 (抜粋)

- ① 開会～配布資料確認 (司会白井)
- ② 委員紹介 (生活産業部長より)
- ③ 審議 (これより村田会長を議長とした議事進行)

-----議題①、②について一括で審議-----

【藤田委員】

展開調査をされた中で、先ほど見せて頂いたうち、一つは明らかに産業廃棄物だろうと思います。そういう場合に、どういう対応をしたか？

【事務局（梅谷）】

事業所が特定されたので、訪問・指導を行った。

【藤田委員】

「持って帰って下さいよ」というのが、その場では一番厳しい指導だと思う。そのあたりはどうしているか？

【事務局（溝口）】

基本的には、禁止物については持ち帰って頂くのが原則です。

特に事業系の部分については、大型車両で持ち込まれた場合など、可燃ピット前で展開しなければ何が入っているか分からない、こうしたことが多くあります。施設組合とも詰めていかなければなりません。常習的に違反物を持ち込むようなケースに対しては、先生が仰るようなペナルティをはじめ、告発等も含めた対応をしていなければならないと考えています。

一方、家庭系の粗大ごみを持ち込む場合は、比較的小型で幌のないの車両が大部分で、職員が目視でチェックできる体制になっています。違反物が確認できれば、持ち帰って頂くというのが現状の体制です。

【高道委員】

事業系のごみについては、違反物であるということを知りながら搬入する、こうしたこともあるのではないかと？

【事務局（溝口）】

全量を対象とするには施設の運営に支障があり、また善良な利用者のご迷惑となることから、展開調査は抜き打ちで実施しています。こうした中で、一度違反の指摘を行った搬入者については、以降も継続して何度か展開調査の対象とし、極めて悪質な場合には告発等も含めて対応していかなければならないと考えています。

【堺谷委員】

口頭での指導だけではなく、サッカーのイエローカードのようなものを発行してはどうか。二回目にはレッドカードというふうに指導していけば、分かりやすい一つの形になるのではないかと？

【事務局（溝口）】

色々なパターンがあると思われ。故意か過失か。ただ、一旦違反の指摘をさせて頂いた方には、こうした証拠写真を示し、口頭指導を行います。その後、文書指導、それが重なれば告発まで行く。同じ人が何度も繰り返すことがないように、仰られたような方法も含めて考えていきたいと思っております。

【堺谷委員】

自分も家のごみを施設組合に持って行ったことがある。たくさん積んでいる車両を結構見かけ、何が入っているんだろうと思っていた。その中で違反物が混じっていたら分からないと思う。なので、指導するとき形を出して行えば、次から駄目だということが私たちにもわかる。形を出してもらえれば気を付けるようになるのではないかと？

【事務局（溝口）】

今もう一点検討しているのは、抜き打ちチェックを行っているということを例えば広報等の媒体で知らしめることです。看板等も設置し、抜き打ちで荷物を全部出してチェックさせていただ

く場合があるということ、違反物については持ち帰って頂くということを周知してくよう検討したいと思います。

【高橋委員】

一般市民であれば廃棄物搬入証明をとって搬入を行うが、事業者の場合はどんな手順か？

【事務局（溝口）】

全く同じです。

【高橋委員】

違反があれば、廃棄物搬入証明書にその内容を記載していくようにすればどうか。2回目以降に持ち込んだ時によくわかるように。

【事務局（溝口）】

違反物を持ち込んだことが判明した場合、施設組合では必ず記録をとっております。しかしながら、次に搬入される時に、搬入窓口で以前に問題があった方だということが分かっても、現場担当者への連携がなかなか難しい状況もあって、即展開チェックというわけにはいかず、その辺りは検討の余地があります。

前回ご意見を頂いたように、施設組合の処分手数料は、近隣の数字と比較すると若干差があります。本来泉佐野市または田尻町で発生したごみしか搬入できないところですが、ややもすると他で発生したごみが持ち込まれてしまう。こうした対策も含めて検討しているところです。

【藤原委員】

ごみの量は、循環型社会形成推進基本法が公布された平成12年以降年々減っているのか？

【事務局（溝口）】

まず一つ、平成18年のごみの有料化というものがございました。それ以前、家庭から出るごみは、袋の中に燃えるごみ以外に缶やビン等も一緒になって出されていきました。リサイクルできるものも一緒になっていましたので、ゴミの量も平成12年をピークに6万tを超えておりました。それが、平成18年のごみの有料化の時には、リサイクルできるものは別に収集してリサイクルを行い、黄色の袋の中には燃やさないと仕方がないものだけということを始めました。以降、この間の推移をみると、混入している資源物の割合はかなり減ってきております。

【藤原委員】

ごみを減らすということについては、資料①にある市民の取り組みと事業者の取り組みが相まって最近かなり改善されてきているのではないかと。一つ一つの積み上げが大事であり、ごみの有料化によって減らしていこうという意識が市民の中で高まったのではないかと。思う。

リサイクルというのは最後の手段であって、大変な労力がある。その前に古いものを繰り返して使うという方向に向かっているような気がする。

【事務局（溝口）】

そのへんについては、基本計画（案）の26ページに書かせて頂きましたが、基本方針としてまず発生の抑制、次に循環的利用の促進、最後に適正処分。こういう考え方の元に、事業者さんにも協力を求めながらこの間取り組んでいるところです。そういうことを積み重ねていく中で、やはり各ご家庭の役割というものは非常に大きいものがあります。市内で約44,000のご家庭があり、1家庭でわずか10g減らして頂いたとしても、全体では大きな減量効果になります。今後適正に減量化やリサイクルをして頂くということについて、一層啓発に努めていきたいと考えております。この間の取組によって、燃やすごみは25%減少しております。市民や事業者の方々に

ご協力頂いている故ですが、今後ともそうしたことに取り組んでいきたいというのが、今回の基本計画の中でもうたっていることであります。

【堺谷委員】

以前に市でぼかしあえ容器の貸し出しをしていたように思うが、今はないのか？

【事務局（溝口）】

現在ぼかしあえ容器の貸し出しは行っていませんが、有料化を行った平成18年から、生ごみ処理機について、3万円を限度に購入金額の半額を助成する制度を実施しております。電気式のものだけでなくぼかしあえ容器も対象でございますので、更に広報周知を進めていきたいと思えます。こうやって、各ご家庭で燃やさなければならぬごみの量を減らして頂ければ、全体への波及効果は大きいと考えております。

【神藤委員】

そうした機械の修理をするところはあるのか？ 購入した業者に持ち込まないとだめか？

【事務局（溝口）】

メーカーしか修理はできないのでは。そのへんは残念ながら助成の対象にはなりません。

【高道委員】

量を減らすには、もっと分別の品目を増やせばどうか？

【事務局（溝口）】

分別の品目数については、他市にはひけを取らないと思っています。当市では、週に1回容器包装プラスチック、月に2回カン・ビン・ペットボトル、紙類・古着、このような品目に分別頂いて、それぞれリサイクルルートに乗せております。仰るように分別品目を増やすということも大事なのですが、分別して頂くということの前提は、その品目をリサイクルしていくということです。リサイクルしていくためには、品目が増えれば増えるほど経費もかかってきます。このように相反する部分もございまして、今のリサイクル法の枠組みの中でリサイクルできる品目については、ほとんど全て分別して頂いておる状況であるのご理解頂ければと思います。

【高道委員】

分別しても同じところに持ち込んで燃やしているのでは意味がないのでは？

【事務局（溝口）】

分別して頂いたものは、全て異物除去等の中間処理を行ったうえ圧縮・梱包し、それぞれのリサイクル業者に引きとって頂いております。決して分別していただいたものを燃やしているわけではありません。リサイクルできない残渣類、異物類は焼却場に戻り、焼却処分のうえ埋立により最終処分されます。

【高橋委員】

東京ではビンでも色によって細かく分別していると聞いた。東京はそれだけ経費がかかってもお金持ちだからいけるということか？

【事務局（溝口）】

泉佐野市の場合では、カン・ビン・ペット何色でも同じ袋で収集しております。中間処理場では、袋を破った後、まずコンベア上で軽いペットボトルを風で飛ばします。次に鉄のカンを磁石で取り除きます。アルミ缶は手で選別します。残った一番重いビンは、主に無色、茶色、その他の3色に分けて手作業で分別しております。

【高橋委員】

東京はそれを市民がしているということか。その分経費が安いのでは？

【事務局（溝口）】

東京はおそらく人口の桁が違うので、排出するところである程度細かい分別をしないと円滑にリサイクルができないのということもあるのかと思われます。

【堺谷委員】

家で分別するときはビンに貼ってあるラベル類等を取り除いて出している。みんながそういう作業をすれば、中間処理も少しずつはましになるのかなと思う。それと、啓発と関連すると思うが、そういう作業をしないとでは違うということ、袋代等皆にかかってくるお金が変わってくるということ、自分たちに還ってくるということが分かるような啓発の仕方をした方がよい。そうすれば少しずつ皆が気を付けるようになるのではないか。

【事務局（溝口）】

市内の全世帯が堺谷委員のような世帯なら、どれだけ経費が安くなるかというようなこともあるかと思います。今のところ、そうした手間暇をかけていただいたものは全て無料回収させて頂いております。有料なのは可燃ごみです。そうした中で一番お願いしたいのは、厨芥類です。少し水分をしぼってもらっただけで全然違うし、燃えやすくなります。そういう啓発も行っていきたいと思っています。仰るように、各ご家庭でもう一つ手間を加えて頂ければ全然違ってくるというのは確かです。

【堺谷委員】

そんな面倒くさいことをと言われる方もあるだろうが、やっていけば慣れてくるものだ。そうなるまで頑張って啓発していけばいいのかなと思う。

【事務局（溝口）】

ぜひ勉強会の講師に来ていただければ。

【堺谷委員】

最近の製品は取れやすくなってきている。

【高橋委員】

一部分しかついてない。

【高道委員】

もう少し広報を活用してもらえばいいのでは。

【村田会長】

いつも思っているのは、トレイに値段などを張っている場合、ハサミで切ってその部分は燃えるごみに出している。そのまま分けずに出せるようになれば。

【事務局（溝口）】

事業者が一番考えて欲しいのは、できるだけ単一素材ということです。余計なものを貼ったりしなければ分別もしやすい。メーカー側はそうした研究をされていると聞いています。仰って頂いたやり方が一番正しいありがたいやり方です。そうしたご協力もあって、ここ数年は容器包装プラスチックの品質はトップランクの評価を頂いております。トップの評価を受けると、日本容器包装リサイクル協会から市に入る再商品化合理化拠出金の金額が増えてきます。よりよい品質でリサイクルできるようメーカーも考えて頂かなければならないし、市民一人一人もお互いが協力しないと前に進みませんので、今後とも力をいれていきたいと思っています。

【藤原委員】

資料に食品リサイクルのことが載っているが、分別をとことんできれば、100%リサイクルできるものか？

【事務局（溝口）】

燃やす量を0にするというのは至難の業かと思います。

【藤田委員】

理屈上は可能です。あくまで理屈であって、異物の混入があれば難しくなる。紙は紙だけ、布は布だけ、残飯だけにできれば理屈上は可能。それを実際に進めるかどうかは別な話になる。

【藤原委員】

熱を利用したプールや植物園は未来的には？

【藤田委員】

今回焼却炉の建替られると思うが、その時には発電設備を入れないと許可しないはず。

【事務局（溝口）】

今環境省では焼却炉という呼び方をせず、熱回収施設という呼び方をします。燃やした熱を利用して発電であるとか、温水プールとかに利用することがないと、補助金交付金が見つからない仕組みになっています。先生が仰るように、熱回収施設を新しくするとき、必然的に入れていかなければならないものです。

【藤田委員】

市民がどこまで理解するかということが大きいのは、熱というものはあまり動かせないということだ。焼却炉の近くであればあるほどその熱を利用することができる。発電をしても熱は余る。その熱をうまく利用しようとする、近くで温室を作るとかになる。そうすると市の端に施設を作ると、利用するためには市民がそこまで足を運ばなければならず、あまり利用されないということになりかねない。本当に熱を利用しようということであれば、市民の近くで焼却も行わなければならない。現実はそのようなわけにはいかず、利用されないのではないかと。熱も理屈は利用できるが、実際は捨ててしまうことになる。電気だけが回収できるくらいかと思う。

基本的にはこういう形で計画をまとめられたらいいと思う。まとめたあと、具体的な啓発活動をしっかりやらないと難しい。どういうふうに具体化するか、まとめはこの文章でいいとして、次のアクションをどうするか、ぼやとしたプランでも考えを聞いておきたい。

【事務局（溝口）】

こういう計画をまとめるということは、広く市民に周知し、中身を分かって頂いて協力して頂くというのが前提です。特に市の広報媒体、広報、ホームページは勿論ですが、出前講座等というものがあります。町会さんや自治会さん、そうした団体でなくても10名程度の方が集まってお声を頂ければ、そこに出向いて、ごみの現状なり計画の内容についてお伝えしてまいります。お声がかかるのを待つばかりではなく、どんどんこちらから出前講座の開催についても広報してまいりたいと思います。それは主に家庭系ごみの取組です。事業系ごみの取組についてですが、市内で1,700程度の事業所があります。ターゲットとして絞りたいのは大型スーパー、特に食品リサイクル法の関係でございます。厨芥類、生ごみ関係をぜひ食品リサイクル法のルートに乗せて頂いて、焼却場に持ち込まずに処理をして頂くということ。外食チェーン店から出る厨芥類についても、食品リサイクル法のルートに乗せて頂けるような啓発誘導には努めていきたいと考えています。家庭系、事業系どちらのごみについても、今燃やしているごみについて、リサイクルできるごみは選り分け、燃やすごみを極力少なくして頂くということを念頭において、今後啓発

を進めていきたいと考えています。

【藤田委員】

各家庭や町内会での啓発ということで、講師はどのように考えているか？

【事務局（溝口）】

環境衛生課の職員もそうですが、町会で数名程度ごみ減量等推進委員というものを設けております。年に1回か2回、その推進員さんに集まって頂いて、その時々のリサイクルの事情やごみの分別について市の職員がまずお伝えし、今度はそれを推進員さんからそれぞれの地元の方々へお伝え頂く、そういう形が理想だと考えています。

【藤田委員】

大阪市でもごみ0リーダーといったものを任命している。そうした方々がやっていかない限り、市の職員が全てをカバーすることはできない。うまい組織を作って、それが動けば有効だと思う。特に女性の力を使って下さい。

【藤原委員】

色々なリサイクル法が整備され、また山間部のパトロールも行われ、不法投棄は少なくなっていると思うのだが、現状はどうか？

【事務局（溝口）】

現状はたちごっこというのが正直なところですが。監視カメラを設置し、何件か警察に告発して罰金刑に至ったケースもあります。カメラがないところでも、ごみの内容物から排出者を特定し、同じように警察に告発、罰金刑になった例があります。新製品が出るようなタイミングで増える傾向にあり、たちごっこの状態です。

【藤原委員】

かなり減っていると感じるのだが。

【事務局（溝口）】

おかげさまで、有料化の時に一番心配したのが不法投棄でした。しかしながら、これは我々の取り越し苦労でした。有料化によって不法投棄が増えるということにはなかった。その有料化の経費の中から不法投棄の現場や状況の悪いごみ置き場を見回るごみGメンを組織し、迅速な対応、量の減少には役に立ってきたかと思えます。

【村田会長】

他にご意見・ご質問はございませんか。

【一同】

なし。

【村田会長】

無いようでございますので、必要な修正を加えたうえ、答申書（案）のとおり答申したいと存じます。以上で、平成25年度第2回泉佐野市環境衛生審議会の審議を終了いたします。審議会の答申につきましては、私の方で、直ちに必要な手続きを取ることとさせていただきます。本日は、お忙しいところ、ご出席頂きました上、審議進行にご協力頂き、ありがとうございました。これもちまして、本日の審議会を閉会いたします。